

消費税減税特例プログラム法案

新規立法

新型コロナウイルス感染症等の経済活動への影響に対する対策として消費税の税率を当分の間引き下げるために講ずべき措置に関する法律案

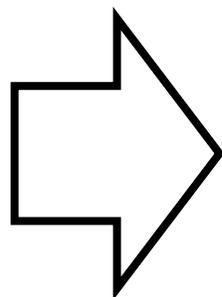
立法の 背景・趣旨

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により経済活動が著しく停滞していることから、消費税の税率を当分の間引き下げる必要がある。

現 行

- 消費税率 10%
(国7.8%・地方2.2%)
- 軽減税率 8%
(国6.24%・地方1.76%)

法律の施行後
6か月以内を
目途に実施



消費税減税特例プログラム法案

- 消費税率を当分の間一律8%
(※国5.8%・地方2.2%を想定)
- 減税分の財源は、国会議員の歳費・定数削減や行政改革等により確保
- 国の財政状況、経済情勢等を勘案して見直し